

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月13日
【四半期会計期間】	第110期第2四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）
【会社名】	株式会社アルバック
【英訳名】	ULVAC, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 小日向 久治
【本店の所在の場所】	神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地
【電話番号】	(0467)89 - 2033
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 中村 孝男
【最寄りの連絡場所】	神奈川県茅ヶ崎市萩園2500番地
【電話番号】	(0467)89 - 2033
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 中村 孝男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第109期 第2四半期連結 累計期間	第110期 第2四半期連結 累計期間	第109期
会計期間	自 平成24年 7月1日 至 平成24年 12月31日	自 平成25年 7月1日 至 平成25年 12月31日	自 平成24年 7月1日 至 平成25年 6月30日
売上高(百万円)	73,611	91,644	163,351
経常利益(百万円)	616	8,098	6,264
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失()(百万円)	755	7,073	3,807
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,225	11,110	4,505
純資産額(百万円)	58,985	70,327	59,436
総資産額(百万円)	249,655	241,003	243,289
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期(当期)純損失 金額()(円)	20.62	138.02	87.79
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	96.44	-
自己資本比率(%)	22.0	27.3	22.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	274	23,259	22,357
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,727	1,502	4,506
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	8,612	10,820	3,619
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	35,686	56,159	44,204

回次	第109期 第2四半期連結 会計期間	第110期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成24年 10月1日 至 平成24年 12月31日	自 平成25年 10月1日 至 平成25年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	13.18	72.98

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第109期第2四半期連結累計期間及び第109期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

(株式譲渡契約)

当社は、平成25年10月28日開催の取締役会において、連結子会社である日本リライアンス㈱の株式を㈱高岳製作所に売却することを決議し、同日付で㈱高岳製作所との間で株式譲渡契約を締結いたしました。この株式譲渡契約に基づき、平成25年11月29日に株式譲渡を実行いたしました。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、輸出が伸び悩んでいるものの生産が緩やかに増加し、企業収益の改善、設備投資の持ち直しが見られるなど、緩やかに回復してまいりました。米国では、金融緩和の縮小や財政問題への対応による影響があるものの、消費は緩やかに増加し設備投資も持ち直してまいりました。欧州では、依然景気の弱さが残るものの持ち直しの兆しが見られてきました。中国では、消費が堅調に増加しているほか、輸出の持ち直しが見られ、景気の拡大テンポは安定化してまいりました。

当社グループを取り巻くエレクトロニクス市場では、テレビ市場の低迷により大型液晶ディスプレイ関連の設備投資が低迷いたしました。スマートフォン、タブレットPCなどのモバイル端末市場は堅調に推移したものの、次世代ディスプレイの有機EL設備投資や、中小型液晶ディスプレイ関連の設備投資に慎重な動きが見られました。半導体市場は、モバイル端末向け市場の回復に併せ、モバイルDRAM、NANDフラッシュメモリやロジック関連の設備投資が活況になってまいりました。自動車市場では、エコカー関連などの販売が好調なことから、カーエレクトロニクス製品をはじめとする自動車部品向けの設備投資が堅調に推移いたしました。

当社グループは、このような状況において、事業構造改革を引き続き推進することでグループ全体での固定費の圧縮、経費削減、生産コストの低減を図りました。

その結果、当第2四半期連結累計期間につきましては、受注高821億48百万円(前年同期比33億68百万円(4.3%)増)となりました。売上高は916億44百万円(同180億33百万円(24.5%)増)となりました。損益につきましては、営業利益は72億3百万円(同63億38百万円(732.8%)増)、経常利益は80億98百万円(同74億82百万円(1,215.2%)増)、四半期純利益につきましては、70億73百万円の利益(前年同期は7億55百万円の四半期純損失)となりました。

当社グループは、引き続き「事業構造改革プラン」を着実に実行するとともに、利益体質の更なる強化を行い「中期経営計画」の達成に努めてまいります。

セグメントの業績は次のとおりであります。

「真空機器事業」

真空機器事業を品目別に見ますと下記のとおりであります。

(FPD及びPV製造装置)

FPD関連では、売上高は、中国、日本、韓国向けに中小型液晶ディスプレイ製造装置、中国向けに大型液晶ディスプレイ製造装置や有機EL製造装置などが寄与し、前年同期比で増加いたしました。受注高は、日本、韓国向けに中小型液晶ディスプレイ製造装置や台湾、中国向けに大型液晶ディスプレイ製造装置の受注をいたしました。前年同期比で減少いたしました。

(半導体及び電子部品製造装置)

半導体関連では、モバイルDRAM、NANDフラッシュメモリ用スパッタリング装置や自然酸化膜除去装置、電子部品関連では、パワー半導体やモバイル端末向け高機能デバイス製造装置の受注が堅調に推移し、前年同期比で増加いたしました。

(コンポーネント)

コンポーネント関連では、分析装置や自動車関連が引き続き堅調に推移したことに加え、半導体製造装置向けの受注が増加したことから、真空ポンプや計測器の受注・売上とも堅調でした。また、医療機器関連や実装関連向けの小型真空ポンプも好調でした。加えて、FPD製造装置用クライオポンプの売上も堅調に推移するなど、全般的に受注・売上とも前年同期比で増加いたしました。

(一般産業用装置)

一般産業用装置関連では、主に自動車部品用真空熱処理炉やヘリウムリークテスト装置、高性能磁石用真空熱処理炉、医薬品用凍結真空乾燥装置などが寄与し、受注高が前年同期比で増加いたしました。

その結果、真空機器事業の受注高は635億56百万円、受注残高は531億円、売上高は731億59百万円となり、50億94百万円の営業利益となりました。

「真空応用事業」

真空応用事業を品目別に見ますと下記のとおりであります。

(材料)

スパッタリングターゲット関連では、主に日本、韓国などの主要パネルメーカーから液晶ディスプレイ用スパッタリングターゲットを受注いたしましたが、パネルメーカーの稼働状況の影響などをを受け、前年同期比で減少いたしました。

(その他)

制御システム関連では、韓国向け受注が堅調でした。分析機器関連では、日本の民間企業向けや欧米の大学向けを中心に堅調に推移いたしました。マスクブランクス関連では、スマートフォンやタブレットPCを中心に引き続き堅調に推移いたしました。その結果、当品目全体の受注・売上が前年同期比で増加いたしました。

その結果、真空応用事業の受注高は185億92百万円、受注残高は96億25百万円、売上高は184億85百万円となり、21億49百万円の営業利益となりました。

なお、上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前四半期純利益、減価償却費、売上債権の減少、たな卸資産の減少、仕入債務の増加などのプラス要因に対し、前受金の減少、受注損失引当金の減少などのマイナス要因により、232億59百万円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有形及び無形固定資産の取得による支出、子会社株式の売却による収入などにより、15億2百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

短期借入金の減少、長期借入金の減少などにより、108億20百万円の支出となりました。

以上により、当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ119億55百万円増加し、561億59百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、24億39百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 従業員数

当第2四半期連結累計期間において、日本リライアンス㈱、ULVAC AUTOMATION TAIWAN Inc.並びに㈱RASの3社を連結範囲から除外したことに伴う従業員数の減少は、以下のとおりであります。

(平成25年12月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
真空応用事業	244
全社(共通)	40
合計	284

(注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
A種類株式	1,500
B種類株式	37,500
計	100,039,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	49,355,938	49,355,938	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
A種類株式 (当該種類株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等があります。)	1,500	1,500	非上場	(注)1~3 単元株式数 1株
計	49,357,438	49,357,438	-	-

(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
- (2) 取得価額の修正の基準及び頻度
 - 修正基準
取得価額算定期間(下記3.(4)に定義する。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値の95%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とします。なお、取得価額算定期間中に下記3.(4)に規定する事由が生じた場合、VWAPの平均値は下記3.(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整されます。
 - 修正頻度
平成25年11月1日以降、毎年5月1日及び11月1日
- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限並びに資金調達額の下限
 - 取得価額の下限
375円
 - 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
41,595,555株
 - 資金調達額の下限
15,000,000,000円(取得価額の修正により資金調達額は変動しません。)
- (4) 当社の決定によるA種類株式の全部または一部の取得を可能とする旨の条項の有無
A種類株式には、平成24年9月29日(同日を含む。)以降いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種類株主等に対して、金銭対価償還日の35取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令上可能な範囲で、金銭を対価として、A種類株式の全部または一部を取得することができる取得条項が付されております。
上記(1)乃至(4)の詳細は、下記注3.(4)及び(5)をご参照下さい。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

各所有者は、金銭及びB種種類株式対価取得請求の効力が生じる日の45取引日前までに、割当予定先が当社に対して、金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求を行う意向を有している旨並びにそのA種種類株式数を書面により通知（当該通知は撤回することができない。）すること。

当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

3. A種種類株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

A種期末配当金

当社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下「A種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）及びB種種類株式を有する株主またはB種種類株式の登録株式質権者（両者を併せて以下「B種種類株主等」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、下記に定める配当率（以下「A種配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「A種期末配当金」という。）の配当をする。なお、A種期末配当金に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

A種配当率

平成27年6月30日までの期間においては3.5%とし、平成27年7月1日以降の期間においては4.0%とする。

非参加条項

A種種類株主等に対しては、A種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

累積条項

ある事業年度においてA種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がA種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（1株当たりの累積未払金を、以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、当該翌事業年度以降、A種期末配当金並びに普通株主等及びB種種類株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株主等に対して支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等及びB種種類株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記に定める経過A種配当金相当額を加えた額の金銭（以下「A種残余財産分配額」といい、以下同様とする。）を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過A種配当金相当額

A種種類株式1株当たりの経過A種配当金相当額は、A種期末配当金の額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数を乗じた金額を360で除して得られる額をいう。ただし、かかる計算上1ヶ月を30日、1年を12ヶ月からなる360日として（1ヶ月に満たない場合は経過日数を基準として）計算するものとする。

(3) 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 普通株式を対価とする取得請求権

株式対価取得請求権

A種種類株主は、平成24年9月29日（同日を含む。）以降いつでも、当社に対して、下記に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A種転換請求」という。）、当社は、当該A種転換請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、下記に定める数の普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種転換請求に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記乃至で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本においては、上記(2)に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「A種転換請求が効力を生じた日」と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。また、A種転換請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」という。）第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

当初取得価額

578円

取得価額の修正

取得価額は、平成25年11月1日（同日を含む。）以降の毎年5月1日及び11月1日（以下「A種修正日」という。）に、A種修正日における時価（以下に定義する。）の95%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。ただし、当該価額が1,156円（以下「A種上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額はA種上限取得価額とし、375円（以下「A種下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額はA種下限取得価額とする。

「A種修正日における時価」とは、各A種修正日に先立つ30連続取引日（以下、本において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWA Pの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。なお、取得価額算定期間中に下記に規定する事由が生じた場合、上記のVWA Pの平均値は下記に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWA Pが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

A種取得価額等の調整

(ア) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額、A種上限取得価額及びA種下限取得価額（併せて以下「A種取得価額等」という。）を調整する。

A. 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式によりA種取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後A種取得価額等} = \text{調整前A種取得価額等} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後A種取得価額等は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

B. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、A種取得価額等を調整する。

$$\text{調整後A種取得価額等} = \text{調整前A種取得価額等} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

C. 下記(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「A種取得価額等調整式」という。)によりA種取得価額等を調整する。調整後A種取得価額等は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後A種取得価額等} = \text{調整前A種取得価額等} \times \frac{\text{新たに発行する普通株式1株当たり払込金額} \times \text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数)} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

D. 当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本Dにおいて同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本Dにおいて同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、A種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後A種取得価額等とする。調整後A種取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

E. 行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本Eにおいて同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、A種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後A種取得価額等とする。調整後A種取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本EによるA種取得価額等の調整は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(イ) 上記(ア)に掲げた事由によるほか、下記A乃至Cのいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後A種取得価額等、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、A種取得価額等の調整を適切に行うものとする。

A. 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のためにA種取得価額等の調整を必要とするとき。

B. A種取得価額等を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後のA種取得価額等の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

C. その他、発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によってA種取得価額等の調整を必要とするとき。

(ウ) A種取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(エ) A種取得価額等調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後A種取得価額等を適用する日に先立つ30連続取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWA Pの平均値とする。

(オ) A種取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後A種取得価額等と調整前A種取得価額等との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

A種転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 本店（証券代行受付）

A種転換請求の効力発生

A種転換請求の効力は、A種転換請求に要する書類が上記に記載するA種転換請求受付場所に到達したときに発生する。

普通株式の交付方法

当社は、A種転換請求の効力発生後、当該A種転換請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(5) 金銭を対価とする取得条項

金銭対価取得条項

当社は、平成24年9月29日（同日を含む。）以降いつでも、金銭対価償還日が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の35取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令上可能な範囲で、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる（A種種類株式の一部を取得する時は、比例按分の方法による。）ものとし（以下「金銭対価償還」という。）、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に（ ）A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに（ ）A種累積未払配当金相当額及び上記(2)に定める経過A種配当金相当額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本においては、上記(2)に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

償還係数

償還係数は、金銭対価償還日が（ ）平成24年9月29日（同日を含む。）から平成28年9月30日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては1.15、（ ）平成28年10月1日（同日を含む。）から平成29年9月30日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては1.20、（ ）平成29年10月1日（同日を含む。）以降においては1.25とする。

(6) 金銭及びB種種類株式を対価とする取得請求権

金銭及び株式対価取得請求権

A種種類株主は、平成27年10月1日（同日を含む。）以降いつでも、当社に対して金銭及びB種種類株式を対価として、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「金銭及び株式対価取得請求」という。）、当社は、当該金銭及び株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該金銭及び株式対価取得請求に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭及び下記に定める数のB種種類株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本においては、上記(2)に定める経過A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「当該金銭及び株式対価取得請求が効力を生じた日」（以下「金銭及び株式対価取得請求日」という。）と読み替えて、経過A種配当金相当額を計算する。ただし、当該金銭及び株式対価取得請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭が、金銭及び株式対価取得請求日における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいい、以下同様とする。）を超える場合には、金銭及び株式対価取得請求日における分配可能額を限度として、金銭及び株式対価取得請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、A種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

A種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数

上記によるA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の数は、金銭及び株式対価取得請求日が、（ ）平成27年10月1日（同日を含む。）から平成28年9月30日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、金銭及び株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に15を乗じて得られる数、（ ）平成28年10月1日（同日を含む。）から平成29年9月30日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、金銭及び株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に20を乗じて得られる数、（ ）平成29年10月1日（同日を含む。）以降においては、金銭及び株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に25を乗じて得られる数とする。また、金銭及び株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付するB種種類株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

取得請求受付場所等

上記(4)及び(4)の規定は、本(6)による金銭及び株式対価取得請求の場合に準用する。

- (7) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等
株式の併合または分割
当社は、A種種類株式について株式の併合または分割は行わない。
募集株式の割当て等
当社は、A種種類株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。
- (8) 譲渡制限
A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。
- (9) 法令変更等
法令の変更等に伴い本規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
- (10) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
- (11) 議決権を有しないこととしている理由
資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

4. B種種類株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

B種期末配当金

当社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「B種期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下「B種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たりの下記(2)に定めるB種残余財産分配額に、下記に定める配当年率（以下「B種配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「B種期末配当金」という。）の配当をする。なお、B種期末配当金に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

B種配当年率

B種配当年率は、B種期末配当基準日が属する事業年度中の日を基準日として普通株式に対して行われる普通株式1株当たりの剰余金の配当の総額をB種期末配当基準日から起算して3取引日前の日（同日を含む。）に先立つ30連続取引日（以下、本において「B種配当年率算定期間」という。）の東京証券取引所が公表する当社の普通株式の普通取引のVWA Pの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られた比率とする。なお、B種配当年率算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合は、上記のVWA Pの平均値は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWA Pが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

非参加条項

B種種類株主等に対しては、B種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

非累積条項

ある事業年度においてB種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がB種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たり100,000円（以下「B種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 普通株式を対価とする取得請求権

株式対価取得請求権

B種種類株主は、いつでも、当社に対して、下記に定める数の普通株式の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし(以下「B種転換請求」という。)、当社は、当該B種転換請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、下記に定める数の普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、B種転換請求に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記乃至で定める取得価額で除して得られる数とする。また、B種転換請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

当初取得価額

578円

取得価額の修正

取得価額は、平成27年11月1日(同日を含む。)以降の毎年5月1日及び11月1日(以下「B種修正日」という。)に、B種修正日における時価(以下に定義する。)の95%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正され(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日より適用される。ただし、当該価額が781円(以下「B種上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額はB種上限取得価額とし、375円(以下「B種下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額はB種下限取得価額とする。

「B種修正日における時価」とは、各B種修正日に先立つ30連続取引日(以下、本において「取得価額算定期間」という。)の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWA Pの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。なお、取得価額算定期間中に下記に規定する事由が生じた場合、上記のVWA Pの平均値は下記に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

B種取得価額等の調整

(ア) 平成24年9月29日(同日を含む。)以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額、B種上限取得価額及びB種下限取得価額(併せて以下「B種取得価額等」という。)を調整する。

A. 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式によりB種取得価額等を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後B種取得価額等} = \text{調整前B種取得価額等} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後B種取得価額等は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

B. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、B種取得価額等を調整する。

$$\text{調整後B種取得価額等} = \text{調整前B種取得価額等} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

C. 下記(エ)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「B種取得価額等調整式」という。)によりB種取得価額等を調整する。調整後B種取得価額等は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する

普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後B種取得価額等} = \text{調整前B種取得価額等} \times \frac{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

D．当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(工)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本Dにおいて同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本Dにおいて同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、B種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後B種取得価額等とする。調整後B種取得価額等は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

E．行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(工)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本Eにおいて同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、B種取得価額等調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後B種取得価額等とする。調整後B種取得価額等は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本EによるB種取得価額等の調整は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(イ) 上記(ア)に掲げた事由によるほか、下記A乃至Cのいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後B種取得価額等、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえで、B種取得価額等の調整を適切に行うものとする。

A．合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のためにB種取得価額等の調整を必要とするとき。

B．B種取得価額等を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後のB種取得価額等の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

C．その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によってB種取得価額等の調整を必要とするとき。

(ウ) B種取得価額等の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(エ) B種取得価額等調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後B種取得価額等を適用する日に先立つ30連続取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。

(オ) B種取得価額等の調整に際し計算を行った結果、調整後B種取得価額等と調整前B種取得価額等との差額が1円未満にとどまるときは、B種取得価額等の調整はこれを行わない。

B種転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 本店（証券代行受付）

B種転換請求の効力発生

B種転換請求の効力は、B種転換請求に要する書類が上記 に記載するB種転換請求受付場所に到達したときに発生する。

普通株式の交付方法

当社は、B種転換請求の効力発生後、当該B種転換請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(5) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

株式の併合または分割

当社は、B種種類株式について株式の併合または分割は行わない。

募集株式の割当て等

当社は、B種種類株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(7) 法令変更等

法令の変更等に伴い本規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(9) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日	-	49,357,438	-	20,873	-	-

(6)【大株主の状況】

平成25年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	40 RAGSDALE DRIVE, SUITE 200 MONTEREY, CA 93940 US (東京都品川区東品川2-3-14)	8,538	17.30
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口、信託口9、 信託口6、信託口1、信託口3、 信託口2、信託口8、信託口5、 信託口4)	東京都中央区晴海1-8-11	3,344	6.77
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋3-5-12	3,242	6.57
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	1,916	3.88
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	1,864	3.78
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,020	2.07
アルバック持株会	神奈川県茅ヶ崎市萩園2500	985	2.00
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	910	1.84
稲畑産業株式会社	大阪府大阪市中央区南船場1-15-14	795	1.61
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	702	1.42
計	-	23,316	47.24

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口、信託口9、信託口6、信託口1、信託口3、信託口2、
信託口8、信託口5、信託口4)の所有株式の内訳は、信託口が1,201,000株、信託口9が498,000株、信託口6
が295,600株、信託口1が292,500株、信託口3が275,800株、信託口2が249,700株、信託口8が235,500株、信
託口5が230,600株、信託口4が65,000株であります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成25年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	40 RAGSDALE DRIVE, SUITE 200 MONTEREY, CA 93940 US (東京都品川区東品川2-3-14)	85,384	17.31
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口、信託口9、 信託口6、信託口1、信託口3、 信託口2、信託口8、信託口5、 信託口4)	東京都中央区晴海1-8-11	33,437	6.78
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋3-5-12	32,417	6.57
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	19,164	3.89
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	18,642	3.78
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	10,201	2.07
アルバック持株会	神奈川県茅ヶ崎市萩園2500	9,851	2.00
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	9,098	1.84
稲畑産業株式会社	大阪府大阪市中央区南船場1-15-14	7,946	1.61
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	7,017	1.42
計	-	233,157	47.27

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口、信託口9、信託口6、信託口1、信託口3、信託口2、
信託口8、信託口5、信託口4)の所有議決権の内訳は、信託口が12,010個、信託口9が4,980個、信託口6が
2,956個、信託口1が2,925個、信託口3が2,758個、信託口2が2,497個、信託口8が2,355個、信託口5が2,306
個、信託口4が650個であります。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種類株式 1,500	-	A種類株式の内容は、「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 49,328,100	493,281	-
単元未満株式	普通株式 24,838	-	-
発行済株式総数	49,357,438	-	-
総株主の議決権	-	493,281	-

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(株)アルバック	茅ヶ崎市萩園2500	3,000	-	3,000	0.01
計	-	3,000	-	3,000	0.01

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年7月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	44,603	56,651
受取手形及び売掛金	² 59,525	² 49,183
商品及び製品	4,740	3,874
仕掛品	28,548	25,201
原材料及び貯蔵品	10,640	9,241
繰延税金資産	1,471	1,626
その他	4,606	6,822
貸倒引当金	564	196
流動資産合計	153,569	152,402
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	41,093	40,214
機械装置及び運搬具(純額)	16,369	15,123
工具、器具及び備品(純額)	1,723	1,565
土地	9,513	9,051
リース資産(純額)	545	502
建設仮勘定	2,565	3,535
有形固定資産合計	71,808	69,990
無形固定資産		
のれん	89	-
リース資産	150	123
ソフトウェア	1,437	1,262
その他	3,703	3,728
無形固定資産合計	5,379	5,113
投資その他の資産		
投資有価証券	3,882	4,360
差入保証金	1,804	1,869
繰延税金資産	2,204	2,200
その他	4,722	5,110
貸倒引当金	78	40
投資その他の資産合計	12,534	13,499
固定資産合計	89,720	88,602
資産合計	243,289	241,003

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	² 28,651	² 34,401
短期借入金	82,750	77,054
リース債務	653	443
未払法人税等	776	1,263
前受金	13,872	9,974
繰延税金負債	170	25
賞与引当金	1,051	981
役員賞与引当金	235	93
製品保証引当金	1,864	1,843
受注損失引当金	3,261	390
その他	² 10,778	² 10,848
流動負債合計	144,061	137,316
固定負債		
社債	20	10
長期借入金	23,358	18,517
リース債務	759	639
繰延税金負債	1,431	1,845
退職給付引当金	12,057	10,469
役員退職慰労引当金	786	632
資産除去債務	337	339
その他	1,044	909
固定負債合計	39,792	33,361
負債合計	183,853	170,676
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,873	20,873
資本剰余金	37,100	37,100
利益剰余金	2,966	4,045
自己株式	10	10
株主資本合計	54,998	62,009
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	333	494
為替換算調整勘定	13	3,178
その他の包括利益累計額合計	320	3,672
少数株主持分	4,119	4,647
純資産合計	59,436	70,327
負債純資産合計	243,289	241,003

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年7月1日 至 平成24年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	73,611	91,644
売上原価	56,998	69,099
売上総利益	16,613	22,545
販売費及び一般管理費	15,748	15,343
営業利益	865	7,203
営業外収益		
受取利息	85	92
受取配当金	98	210
受取手数料	85	92
受取賃貸料	62	151
持分法による投資利益	7	-
為替差益	327	477
スクラップ売却益	62	581
その他	615	695
営業外収益合計	1,342	2,299
営業外費用		
支払利息	823	675
持分法による投資損失	-	79
その他	769	649
営業外費用合計	1,591	1,403
経常利益	616	8,098
特別利益		
関係会社株式売却益	-	838
固定資産売却益	88	-
その他	2	138
特別利益合計	89	976
特別損失		
固定資産売却損	89	-
関係会社株式売却損	155	-
関係会社出資金評価損	84	-
その他	82	-
特別損失合計	410	-
税金等調整前四半期純利益	296	9,073
法人税、住民税及び事業税	983	1,458
法人税等調整額	140	118
法人税等合計	843	1,577
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	547	7,497
少数株主利益	208	424
四半期純利益又は四半期純損失()	755	7,073

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年7月1日 至 平成24年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	547	7,497
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	74	162
為替換算調整勘定	3,706	3,436
持分法適用会社に対する持分相当額	8	16
その他の包括利益合計	3,773	3,614
四半期包括利益	3,225	11,110
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,762	10,425
少数株主に係る四半期包括利益	464	685

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	296	9,073
減価償却費	4,064	3,662
貸倒引当金の増減額(は減少)	419	410
賞与引当金の増減額(は減少)	970	46
退職給付引当金の増減額(は減少)	136	334
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	79	4
製品保証引当金の増減額(は減少)	14	13
受注損失引当金の増減額(は減少)	3,754	2,827
受取利息及び受取配当金	184	302
支払利息	823	675
売上債権の増減額(は増加)	5,350	10,874
たな卸資産の増減額(は増加)	3,634	5,398
仕入債務の増減額(は減少)	3,061	5,802
前受金の増減額(は減少)	196	4,542
未払消費税等の増減額(は減少)	1,166	309
その他	373	1,779
小計	6,890	24,943
利息及び配当金の受取額	179	276
利息の支払額	799	671
特別退職金の支払額	4,855	-
法人税等の支払額	1,142	1,289
営業活動によるキャッシュ・フロー	274	23,259
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	232	540
定期預金の払戻による収入	4	485
有形及び無形固定資産の取得による支出	3,166	2,640
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	862
関係会社株式の取得による支出	117	-
関係会社株式の売却による収入	399	-
その他	385	332
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,727	1,502
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	5,012	2,953
コマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	10,000	-
長期借入れによる収入	8,700	3
長期借入金の返済による支出	8,758	7,203
株式の発行による収入	15,000	-
配当金の支払額	0	0
その他	1,341	666
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,612	10,820
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,172	1,017
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	7,331	11,955
現金及び現金同等物の期首残高	28,180	44,204
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増加額	175	-

現金及び現金同等物の四半期末残高

35,686

56,159

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第2四半期連結会計期間において、日本リライアンス㈱の株式を売却したことにより、同社及びULVAC AUTOMATION TAIWAN Inc.並びに㈱RASについて、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

当第2四半期連結会計期間において、日本リライアンス㈱の株式を売却したことにより、同社及びULVAC AUTOMATION TAIWAN Inc.について、連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
ULVAC GmbH	17百万円	64百万円
アルバックヒューマンリレーションズ㈱	3	1

2 期末日満期手形の処理

当第2四半期連結会計期間の末日は、金融機関の休日ではありますが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当第2四半期連結会計期間末残高から除かれている当第2四半期連結会計期間末日満期手形は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
受取手形	340百万円	206百万円
支払手形	662	502
流動負債「その他」(設備関係支払手形)	16	14

3 コミットメントライン契約

当社は、以下のとおり貸出コミットメント契約を締結しております。

	前連結会計年度 (平成25年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)	
当社は、銀行8行と貸出コミットメント契約を締結して おります。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実 行残高は、次のとおりであります。		当社は、銀行8行と貸出コミットメント契約を締結して おります。この契約に基づく当第2四半期連結会計期間末 の借入未実行残高は、次のとおりであります。	
貸出コミットメントの総額	50,000百万円	貸出コミットメントの総額	50,000百万円
借入実行高	32,775	借入実行高	29,725
差引額	17,225	差引額	20,275

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)
給料手当	3,379百万円	3,300百万円
賞与引当金繰入額	439	244
役員賞与引当金繰入額	105	96
退職給付費用	270	232
役員退職慰労引当金繰入額	61	59
減価償却費	572	620
旅費交通費	519	554
支払手数料	866	965
研究開発費	2,072	2,024
貸倒引当金繰入額	78	377
製造部門による販売活動等支援費	2,967	2,819

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)
現金及び預金勘定	36,157百万円	56,651百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	470	492
現金及び現金同等物	35,686	56,159

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成24年7月1日至平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

(1) 当社は、平成24年9月27日開催の定時株主総会における決議に基づき、平成24年9月27日をもって下記のとおり資本準備金の額の減少を行いました。

資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えております。

資本準備金の減少額	22,100,419,017円
その他資本剰余金の増加額	22,100,419,017円

(2) 当社は、平成24年9月28日にA種種類株式の発行に伴う資金が払い込まれたことに伴い、会社法第447条第1項乃至第3項及び会社法第448条第1項乃至第3項の規定に基づき、下記のとおり振り替えております。

資本金及び資本準備金の額の増加

資本金の増加額	7,500,000,000円
資本準備金の増加額	7,500,000,000円

資本金及び資本準備金の額の減少並びにその他資本剰余金の額の増加

資本金の減少額	7,500,000,000円
資本準備金の減少額	7,500,000,000円
その他資本剰余金の増加額	15,000,000,000円

当第2四半期連結累計期間(自平成25年7月1日至平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成24年7月1日至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	真空機器事業	真空応用事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	55,347	18,264	73,611	-	73,611
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,187	783	1,969	(1,969)	-
計	56,534	19,046	75,580	(1,969)	73,611
セグメント利益	302	515	817	48	865

(注)1. 調整額は、セグメント間取引消去額であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年7月1日至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	真空機器事業	真空応用事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	73,159	18,485	91,644	-	91,644
セグメント間の内部売上高 又は振替高	917	771	1,689	(1,689)	-
計	74,076	19,256	93,333	(1,689)	91,644
セグメント利益	5,094	2,149	7,243	40	7,203

(注)1. 調整額は、セグメント間取引消去額であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額()	20円62銭	138円02銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額 ()(百万円)	755	7,073
普通株主に帰属しない金額(百万円)	263	263
(うち優先配当額(百万円))	(263)	(263)
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期 純損失金額()(百万円)	1,018	6,811
普通株式の期中平均株式数(千株)	49,347	49,347
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	96円44銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額	-	263
(うち優先配当額(百万円))	-	(263)
普通株式増加数(千株)	-	23,996
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要		

(注)前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するもの
の1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月13日

株式会社アルバック
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	齊藤 剛
指定社員 業務執行社員	公認会計士	椎野 泰輔

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルバックの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年7月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルバック及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。